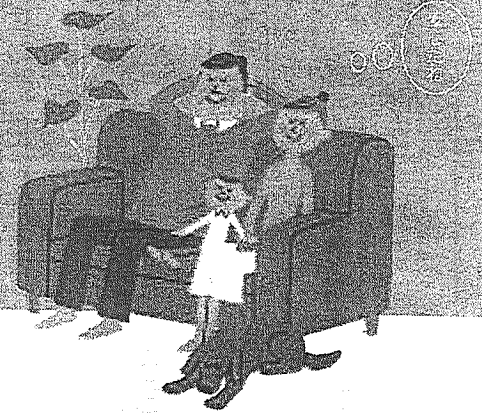


閲覧するための理由、閲覧するための手続き…。 だいたいな個人情報を守るために、新しいルールができました。

情報通信技術の発展などにもなって、個人情報保護への意識も高まっています。
平成18年11月1日より、住民基本台帳の閲覧にきびしい制限を設けました。
もっと安全へ、もっと安心へ。住民基本台帳の閲覧制度が変わりました。



1 閲覧できる場合は、 以下に限られます。

- ア 国または地方公共団体の機関が法令で定める事務を遂行するため必要な場合。
- イ 次の①～③の活動を行うために閲覧することが必要である旨の申出があり、市町村長がその申出を認めた場合。
- ①統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究のうち、公益性の高いと認められるもの。
 - ②公共的な団体が行う地域住民の福祉の向上に寄与する活動のうち、公益性が高いと認められるもの。
 - ③営利以外の目的で行う居住関係の確認のうち、訴訟の提起その他特別の事情による居住関係の確認として市町村長が定めるもの。

2 閲覧するための手続きが 以下のように整備されます。

- 閲覧者は氏名や利用の目的などを明示。
- 閲覧により知り得た事項の管理方法を明示。
- 閲覧者の氏名などを少なくとも年1回公表。
- 目的外利用の禁止・第三者提供の禁止。
- 目的外利用の禁止・第三者提供の禁止などに違反した場合における市町村長による勧告・命令。等

3 偽りその他不正の手段による 閲覧や目的外利用の禁止など に対する制裁措置が強化されます。

《 記 入 例 》

住民基本台帳閲覧申請書

北 栄 町 長 様

ここは自治会印を!!

(申請日) 平成 年 月 日

申 請 者	_____自治会長 印		
閲覧事項の利用目的	(記入例) 住民の居住状況を確認し、自治会の適正管理を行う		
申請に係る住民の範囲	自治会名称を記入		
閲 覧 者	氏 名	上記の申請者と同じ 申請者と閲覧者が異なる場合は閲覧者の氏名記入	
	住 所	閲覧者の住所を記入	
閲 覧 日	平成 年 月 日	閲覧日を記入	
閲覧事項取扱者の範囲	できる限り具体的に記入		
	活動責任者	住 所 及び 氏 名	できる限り具体的に記入
閲覧事項の管理方法	(記入例) 第三者の目に触れることのないよう厳重に保管し、目的事業終了後は関係書類等を適正に処分する。		
その他	1. 住民基本台帳の閲覧にあたっては関係法を遵守いたします。 2. 個人のプライバシーを尊重し、これらの侵害につながる行為は一切いたしません。 3. 閲覧で得た情報は、目的以外の用途には決して使用いたしません。		

*町民係使用欄

課 長	課長補佐	係 長	回 議	担 当

住民基本台帳閲覧申請書

北 栄 町 長 様

(申請日) 平成 年 月 日

申 請 者	_____自治会長 ⑩		
閲覧事項の利用目的			
申請に係る住民の範囲			
閲 覧 者	氏 名	上記の申請者と同じ	
	住 所		
閲 覧 日	平成 年 月 日		
閲覧事項取扱者の範囲	活動責任者	住 所 及び 氏 名	
閲覧事項の管理方法			
その他	1. 住民基本台帳の閲覧にあたっては関係法を遵守いたします。 2. 個人のプライバシーを尊重し、これらの侵害につながる行為は一切いたしません。 3. 閲覧で得た情報は、目的以外の用途には決して使用いたしません。		

*町民係使用欄

課 長	課長補佐	係 長	回 議	担 当